

約款変更の新旧対照表

むさし証券株式会社

(下線部分変更)

<投資信託累積投資約款>

新	旧
<p>(申込方法)</p> <p>第3条 本サービスの申込者は、次のすべてを満たしたお客様に限らせていただきます。</p> <p>① あらかじめ、又は同時に当社の総合取引口座を開設していること</p> <p>② あらかじめ、当社と累積投資取引約款に従った契約を締結していること</p> <p>2 お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ、印鑑照合制度による登録印鑑と同一の印鑑を押捺し、これを当社の本店・支店及び営業所に提出することによって本サービスを申込むものとし、当社が承諾した場合に限り、この約款に従った本サービスの利用を開始することができます。</p> <p>3 当社は、この約款及び累積投資取引約款に基づき、投資信託累積投資契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結いたします。本契約が締結されたとき、当社はただちにお客様の投資信託累積投資取引口座を設けます。</p> <p>(金銭の払込)</p> <p>第4条 お客様は、次条に定める指定日までに、あらかじめ指定投資信託の買付に必要な金銭（以下「払込金」といいます。）をお客様の指定預金口座からの自動引落により払込む方法により、お客様の投資信託累積投資取引口座に払込むものとします。</p> <p>2 1 指定投資信託当たりの払込金の額は、1万円以上で1千円の整数倍の金額とします。</p>	<p>(申込方法)</p> <p>第3条 本サービスの申込者は、次のすべてを満たしたお客様に限らせていただきます。</p> <p>① あらかじめ、又は同時に当社の総合取引口座を開設していること</p> <p>② あらかじめ、又は同時に当社の「むさしネットdeチェック」を申込んでいること</p> <p>③ あらかじめ、当社と累積投資取引約款に従った契約を締結していること</p> <p>2 お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ、印鑑照合制度による登録印鑑と同一の印鑑を押捺し、これを当社の本店・支店及び営業所に提出することによって本サービスを申込むものとし、当社が承諾した場合に限り、この約款に従った本サービスの利用を開始することができます。</p> <p>3 当社は、この約款及び累積投資取引約款に基づき、投資信託累積投資契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結いたします。本契約が締結されたとき、当社はただちにお客様の投資信託累積投資取引口座を設けます。</p> <p>(金銭の払込)</p> <p>第4条 お客様は、次条に定める指定日までに、あらかじめ指定投資信託の買付に必要な金銭（以下「払込金」といいます。）を次のいずれかの方法により、お客様の投資信託累積投資取引口座に払込むものとします。</p> <p>① 総合取引口座のお預り金（MRF受益権の自動換金を含みます）から払込む方法</p> <p>② むさし口座振替らくらく安心サービスにより払込む方法</p> <p>2 1 指定投資信託当たりの払込金の額は、1万円以上で1千円の整数倍の金額とします。</p>

新	旧
<p>(指定投資信託の買付)</p> <p>第5条 当社は、提出された申込書及び指定投資信託の目論見書記載のところに従い、毎月当社が定める日（以下「指定日」といいます。）に、お客様からの払込金でお客様が指定する金額（以下「指定金額」といいます。）の指定投資信託の買付を行います。</p> <p>2 毎月の指定日が次のいずれかに該当する場合は、翌営業日以降、当社営業日において最初に買付可能となる日に買付を行うこととします。</p> <p>① 当社休業日</p> <p>② 指定投資信託の目論見書記載の申込不可日</p> <p>3 当社は、前二項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当した場合は、当該指定日にはお客様の買付注文がなかったものとし、本サービスによる買付は行わないこととします。</p> <p>① 当社の定める時限までにお客様からの払込金が指定金額（同一の指定日に複数の指定投資信託の買付を指定している場合には、各指定金額の合計額）に達せず、残高不足の場合</p> <p>② NISA 口座における買付の場合であって、買付金額がお客様の非課税買付可能額を超過するとき</p> <p>③ お客様が本契約を解約された場合</p> <p>④ その他当社が必要と認める場合</p> <p>4 お客様は、当社所定の手続きによって当社に申出ることにより、いつでも指定金額を変更することができます。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 当社は、この約款に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>2 当社は、天災地変その他不可抗力により、この約款に基づく投資信託の買付又は投資信託もしくは分配金の返還が遅延した場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>3 この約款に別段の定めがないときには、証券総合口座取引約款、保護預り約款、</p>	<p>(指定投資信託の買付)</p> <p>第5条 当社は、提出された申込書及び指定投資信託の目論見書記載のところに従い、毎月当社が定める日（以下「指定日」といいます。）に、お客様からの払込金でお客様が指定する金額（以下「指定金額」といいます。）の指定投資信託の買付を行います。</p> <p>2 毎月の指定日が次のいずれかに該当する場合は、翌営業日以降、当社営業日において最初に買付可能となる日に買付を行うこととします。</p> <p>① 当社休業日</p> <p>② 指定投資信託の目論見書記載の申込不可日</p> <p>3 当社は、前二項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当した場合は、当該指定日にはお客様の買付注文がなかったものとし、本サービスによる買付は行わないこととします。</p> <p>① 当社の定める時限までにお客様からの払込金が指定金額（同一の指定日に複数の指定投資信託の買付を指定している場合には、各指定金額の合計額）に達せず、残高不足の場合</p> <p>② つみたて NISA 口座における買付の場合であって、買付金額がお客様の非課税買付可能額を超過するとき</p> <p>③ お客様が本契約を解約された場合</p> <p>④ その他当社が必要と認める場合</p> <p>4 お客様は、当社所定の手続きによって当社に申出ることにより、いつでも指定金額を変更することができます。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 当社は、この約款に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>2 当社は、天災地変その他不可抗力により、この約款に基づく投資信託の買付又は投資信託もしくは分配金の返還が遅延した場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>3 この約款に別段の定めがないときには、証券総合口座取引約款、保護預り約款、</p>

新	旧
<p>累積投資取引約款、その他当社の約款・規程の定めによるものとします。</p> <p>4 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>累積投資取引約款、むさしネット de チェック取扱約款その他当社の約款・規程の定めによるものとします。</p> <p>4 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>